

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

明治十六年第四百九十一号

(発行年 / Year)

1910

明治十六年第四百九十一号

裁判言渡書

千葉縣下総國印旛郡小林
新田平民小林金右工門代人

原告

伊地知 栄 造

全縣全國全郡小林村平民

鈴木貞藏代人今人長男

被告

鈴木 木

馨

千葉始審裁判所ノ裁判ニ対スル敷金取
戻ノ扣訴審問ヲ遂ケ終審ノ裁判ヲナス
尤ノ如シ

原告ハ明治十四年三月中浅井忠五郎十

東京控訴院

ル者所有ノ家屋ヲ借受甲第一二号証ノ
如ク敷金三百五拾四ヲ預ケ家賃ハ一ケ
月金貳拾五銭ニ約シ年季ハ滿五ケ年ト
定メ甲第一号証ノ如ク該家ニ寄留シ未
リシニ明治十五年十月中被告ニ在テ之
ヲ買受ケタル趣ナルモ元来旧家屋主ト
契約アルヲ以テ依然トシテ住居セシ折
柄被告ヨリ該家明渡し方ノ談示有之隨
テ原告ニ於テモ亦商法上ノ都合アルカ
故旧家屋主ノ權義ヲ継続シタル新家屋
主即被告ヨリ敷金三百五十四取戻シ度
旨要求スル處被告ニ於テハ明治十五年
十月中乙第一二号証ノ如ク代金二百四

ニテ忠五郎ヨリ家屋ヲ買受ケタル筈敷
金アルコトハ何人ヨリモ談判無之、因リ
其義務ヲ負担スヘキモノナラス加之家
賃金貳拾五銭、借家ニ対シ如斯過分ノ
敷金ヲ与スハ世間アル可カラサル事ナ
レハ真正ノ敷金ト認メ難キ故旁原告ノ
需メニ応シ難シト抗弁セリ抑家屋賃借
ホニ方リ其家屋主ニ於テ借家人ヨリ敷
金ヲ預カルカ如キハ其借家人ヲシテ連
変セシメサル保証タル故其家屋ノ代價
或ハ家賃ノ額ニ依リ之レニ相当スル敷
金ヲ定ムルハ自ラ通例ノ習慣アリ然ル
ニ本訴ノ家賃ハ僅カニ一ヶ月金貳拾五

東京控訴院

錢ニシテ其家屋ハ代金貳百四ニテ已
賣却相成タル程ナレハ三百五拾四ノ敷
金ハ甚々不適当ニシテ怪シマサルヲ得
ス況シテ被告カ該家ヲ讓受ケルニ際シ
如斯巨額ノ敷金ヲ豫メ思想スヘキモノ
ト看做シ難キ故之ヲ被告ニ負担セシム
ルヲ得サルモノナリトス仍テ結局始審
裁判~~成~~ノ通り可相心得事

但訴訟入費ハ成規ニ照シ原告ヨリ償
却スヘシ

東京控訴裁判所

判事 山内豊誠

判事 今村信行

明治十六年四月三十日

判事 川村清輔

東京控訴院